

廃業等届出書

不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第48条第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

_____年_____月_____日

財務（支）局長
地方整備局長 殿
北海道開発局長
知事

届出者 住 所

氏 名

印

事業者の別	<input type="checkbox"/> 1. 小規模不動産特定共同事業者 <input type="checkbox"/> 2. 小規模特例事業者
登録番号又は届出受理番号	第 号
届出の理由	<input type="checkbox"/> 1. 合併による消滅 <input type="checkbox"/> 2. 破産による解散 <input type="checkbox"/> 3. 1及び2以外の理由による解散 <input type="checkbox"/> 4. 事業の廃止（外国法人の国内事務所廃止等）
商号又は名称	
代表者氏名	
住所	
届出の理由の生じた日	
小規模不動産特定共同事業者と届出者の関係	<input type="checkbox"/> 元代表役員 <input type="checkbox"/> 破産管財人 <input type="checkbox"/> 清算人 <input type="checkbox"/> 代表役員

記載要領

「登録番号又は届出受理番号」の欄には、登録権者又は届出受理者について下表に該当する者を記入するとともに、登録番号又は届出受理番号を記入すること。

小規模不動産特定共同事業者の場合

金融庁長官・国土交通大臣	埼玉県知事	静岡県知事	岡山県知事	大分県知事	北海道知事（宗谷）
国土交通大臣	千葉県知事	愛知県知事	広島県知事	宮崎県知事	北海道知事（オホ）
青森県知事	東京都知事	三重県知事	山口県知事	鹿児島県知事	北海道知事（胆振）
岩手県知事	神奈川県知事	滋賀県知事	徳島県知事	沖縄県知事	北海道知事（日高）
宮城県知事	新潟県知事	京都府知事	香川県知事	北海道知事（石狩）	北海道知事（十勝）
秋田県知事	富山県知事	大阪府知事	愛媛県知事	北海道知事（渡島）	北海道知事（釧路）
山形県知事	石川県知事	兵庫県知事	高知県知事	北海道知事（檜山）	北海道知事（根室）
福島県知事	福井県知事	奈良県知事	福岡県知事	北海道知事（後志）	
茨城県知事	山梨県知事	和歌山県知事	佐賀県知事	北海道知事（空知）	
栃木県知事	長野県知事	鳥取県知事	長崎県知事	北海道知事（上川）	
群馬県知事	岐阜県知事	島根県知事	熊本県知事	北海道知事（留萌）	

小規模特例事業者の場合 (国土交通省)

北海道開発局長	北陸地方整備局長	中国地方整備局長
東北地方整備局長	中部地方整備局長	四国地方整備局長
関東地方整備局長	近畿地方整備局長	九州地方整備局長

(金融庁)

北海道財務局長	北陸財務局長	中国財務局長	九州財務局長
東北財務局長	東海財務局長	四国財務局長	
関東財務局長	近畿財務局長	福岡財務支局長	

(国土交通省・金融庁)

沖縄総合事務局長
